



施策Ⅰ－５ 未普及地域の解消

衛生的な生活環境を実現するため、未普及地域の污水管きよの整備を行います。

【主な取組み】

☞ 未整備地区の整備

⇒ 区画整理事業（１６ha）

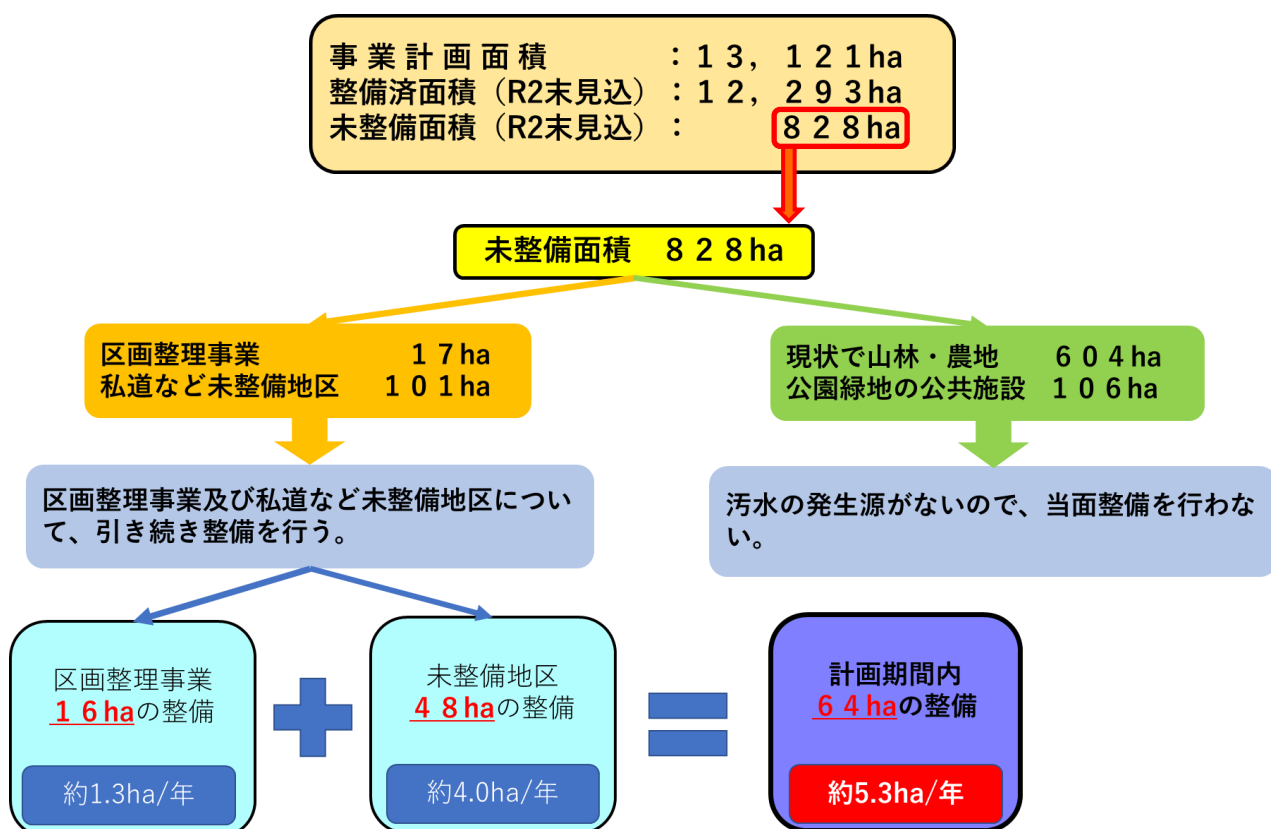
私道など未整備地区（４８ha）

◆ 未整備地区の整備

● 区画整理事業は、街づくりにおけるインフラ整備であり、下水道は重要な要素の一つであることから、整備を進めます。

● その他箇所については、順次、整備箇所を抽出して整備を行います。

また、私道等については、整備要件を説明し、整備効果等をPRしていくことで整備を進めます。





具体的取組

取組 1	未整備地区の整備											
概要	「千葉市污水適正処理構想」に基づき污水管さよの整備を進め、未普及地域の解消に取り組んでいきます。污水整備は概成しているため、下水道処理人口普及率は現在の97.4%前後で推移する見込みです。											
主な事業	区画整理事業 A=16ha 私道など未整備地区 A=48ha											
実施計画	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
区画整理事業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
未整備地区	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
インプット	区画整理事業						16ha					
	未整備地区						48ha					
アウトプット				目標の方向性			現状値 (R2)			目標 (R14)		
污水整備率				増加 (↑)			93.7%			94.2%		

取組 2	水洗便所改造等資金の貸付・一部助成											
概要	公共下水道への接続を促進するため、既設の便所を水洗便所に改造する工事を行う者に資金の助成を行います。ただし、水洗化によって浄化槽・汲み取りが減少しているため、件数自体も逡減してきています。											
主な事業	<貸付金> 工事に要した費用50万円を限度に無利息で37か月以内の月賦償還で貸付をします。 <補助金> 接続奨励金として供用開始の公示後1年以内に施工するものに対し1万円、1年から3年以内で、自己資金で施工する者に対し5千円を補助します。											